市町村の区分	世帯数
人口一〇、〇〇〇人未満の市町村	二〇世帯
人口一〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満の市町村	三〇世帯
人口五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満の市町	四〇世帯
人口一〇〇、〇〇〇人以上の市	五〇世帯

三　公共施設火災があつたこと。

当該年度の前三年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災により、当該市町村有施設が百平方メートル（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以上焼失したものについて、当該施設の行政機能の維持及び復旧のために要した経費に、次の表の上欄に掲げる当該火災の発生原因の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

火災の発生原因	乗率
失火	〇・五
その他	〇・八

四　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五　再生振替特例債の利子支払額があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費について、次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額（次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額）とする。

六　被災地域の応援等に要する経費があること。

市町村の区分	世帯数
人口一〇、〇〇〇人未満の市町村	二〇世帯
人口一〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満の市町村	三〇世帯
人口五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満の市町	四〇世帯
人口一〇〇、〇〇〇人以上の市	五〇世帯

三　公共施設火災があつたこと。

当該年度の前三年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災により、当該市町村有施設が百平方メートル（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以上焼失したものについて、当該施設の行政機能の維持及び復旧のために要した経費に、次の表の上欄に掲げる当該火災の発生原因の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

火災の発生原因	乗率
失火	〇・五
その他	〇・八

四　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五　再生振替特例債の利子支払額があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費について、次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額（次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額）とする。

六　被災地域の応援等に要する経費があること。